

熊谷市告示（乙）第156号

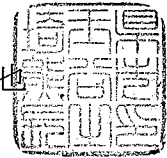
令和8年6月25日令和8年第2回熊谷市議会定例会において議決された下記の予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり公表する。

記

令和8年度熊谷市一般会計補正予算

令和8年6月26日

熊谷市長 小林 哲 也



No. 1

令和 8 年度熊谷市一般会計補正予算書

議案第40号

令和8年度熊谷市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度熊谷市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,646,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年6月5日提出

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,323,947	192,590	15,516,537
	1 国庫負担金	12,254,196	181,590	12,435,786
	2 国庫補助金	3,007,623	10,307	3,017,930
	3 委託金	62,128	693	62,821
16 県支出金		6,621,126	23,855	6,644,981
	2 県補助金	1,925,033	23,855	1,948,888
20 繰越金		1,000,000	89,336	1,089,336
	1 繰越金	1,000,000	89,336	1,089,336
22 市債		2,283,500	40,700	2,324,200
	1 市債	2,283,500	40,700	2,324,200
歳 入	合 計	80,300,000	346,481	80,646,481

歳 出		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,980,740	46,850	9,027,590
	1 総務管理費	7,367,024	46,850	7,413,874
3 民生費		35,573,620	260,688	35,834,308
	1 社会福祉費	16,600,147	3,019	16,603,166
	2 児童福祉費	14,534,372	5,401	14,539,773
	3 生活保護費	4,439,101	252,268	4,691,369
6 農林水産業費		1,256,469	23,855	1,280,324
	1 農業費	1,230,614	23,855	1,254,469
7 商工費		1,616,662	1,828	1,618,490
	1 商工費	1,616,662	1,828	1,618,490
8 土木費		10,456,385	24	10,456,409
	4 都市計画費	4,565,049	24	4,565,073
10 教育費		7,401,257	13,236	7,414,493
	2 小学校費	842,120	140	842,260
	4 社会教育費	2,398,081	12,996	2,411,077
	5 保健体育費	1,608,960	100	1,609,060
歳 出 合 計		80,300,000	346,481	80,646,481

第2表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
生涯活動センター整備事業	486,500千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	527,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

